

保護者の皆様へ

令和6年度 就学補助制度のお知らせについて

九重町では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学に必要な学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行う就学援助制度を設けています。

このチラシはすべての出校家庭に配布いたします。

1. 補助の内容



- ①学用品費
 - ②新入学用品費（小1・中1）
 - ③修学旅行費（修学旅行実施学年）
 - ④校外活動費（社会見学・キャンプ等）
 - ⑤学校給食費（実費）
 - ⑥医療費（学校保健安全法施行令に規定する疾病の治療費用）
 - ⑦オンライン学習通信費
- ※ 生活保護法認定者は上記のうち、③及び⑥が支給対象となります



2. 補助を受けることができる方

原則として九重町に住所を有し、九重町立小・中学校に在籍する児童・生徒又は就学予定者の保護者のうち、九重町の認定基準に基づく審査により「要保護」*1又は「準要保護」*2、その他の理由により収入が少なくなり、子どもの就学が困難と認められる者。

*1「要保護」・・・生活保護法による保護を受けている世帯（生活保護世帯）

*2「準要保護」・・・「要保護」に準ずる程度に困窮していると認められた世帯

具体的には、世帯の前年中の収入等総額から基礎控除額等を除いた額が生活保護基準額の1.2倍以下のとき。その他、教育委員会で協議し認定した場合。

◇世帯の定義◇

保護者と親等その他同居人が住民基本台帳上は世帯分離していても同じ家屋で生活し、台所、浴室、トイレ等生活全般で一緒に使用していれば同一世帯です。

申請書にも、世帯員として記入してください。

○所得基準等については下の表を目安にしてください。

家族の人数構成（年齢）	令和5年所得（参考例）
2人 母（39）・子（9）	200万円程度
4人 父（39）・母（39）・子（9）・子（5）	250万円程度
4人 父（43）・母（43）・子（13）・子（10）・子（7）	303万円程度

※家族構成・人数・年齢・その年の生活保護基準により異なりますのであくまで一例です。



3.申請方法

この補助を希望される方は学校へ連絡し、必要な書類を受領してください。

- 【提出書類】① 就学補助費受給申請書
② 税務資料等の開示（閲覧）（世帯を分けている場合は、世帯ごとに必要。）

★祖父母等と世帯分離をしている場合は、2枚提出してください

- ※令和6年1月1日現在、九重町に住民票がない場合※
③ 令和6年1月1日時点でお住まいの市町村の発行する所得課税証明書

【申請期限】令和6年5月22日（水）まで（年度途中の申請は原則できません。）

【提出先】通学中の学校（小学校・中学校に兄弟がいる場合はそれぞれ提出が必要です）

★7月上旬、認定結果を郵送にて通知します。

4.注意事項

- ◆令和5年度に受給されていた場合でも、経済的に就学困難な状態が継続し、令和6年度においても就学援助を受けようとする場合は、今回、改めて申請して、認定されなければ就学補助を受けることはできません。
- ◆5月22日時点では、市町村によっては所得課税証明書の発行ができない場合があります。その時は6月20日（木）までに所得課税証明書のみを追加で教育委員会（学校を通さない）に提出してください。
- ◆給食費や学級費等に滞納がある場合は、学校長への振込となります。
- ◆就学補助が認定された場合、給食費に係るご連絡を差し上げる場合がございます。その際、給食センターから直接連絡をさせていただくこととなりますので、申請書に記載されている電話番号につきましては、給食センターと共有させていただきますのでご了承ください。

5.問い合わせ先

就学援助制度についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒879-4895 九重町大字後野上8番地の1
九重町教育委員会教育振興課 ☎0973-76-3812

